

○常総衛生組合職員被服等貸与規則

昭和45年7月1日

常総衛生組合規則第1号

改正 平成14年11月21日 組合規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、常勤の職員（以下「職員」という。）に対し、職務の執行上必要な被服等の貸与について定めることを目的とする。

(貸与職員の範囲等)

第2条 被服等を貸与される職員（以下「被貸与者」という。）の範囲、貸与する被服等（以下「貸与品」という。）の種類、数量及び貸与期間は、別表に定めるところによる。ただし、管理者が必要と認めたときは、貸与期間を伸縮することができる。

2 臨時に雇用される者等のうち、前項の職員と同様の業務に従事する者で管理者が必要と認める者にあつては、この規則を準用し、当該貸与品を貸与することができる。

(貸与期間の計算)

第3条 貸与期間は、貸与の日の属する月から起算し、期間満了の月をもって終わる。

(着用期間)

第4条 貸与品に夏期用、冬期用の区分があるものについての着用期間は、次の各号の定めるところによる。

(1) 夏期用 6月1日から 9月30日まで

(2) 冬期用 10月1日から 5月31日まで

(着用及び保全の義務)

第5条 被貸与者は、職務に従事するときは、貸与品を着用しなければならない。ただし、勤務所外において執務する場合の事務服の着用その他管理者が必要ないと認めたときは、この限りではない。

2 被貸与者は、貸与品を正常な状態において維持、保全し、その補修は、自己の負担において行わなければならない。ただし、貸与品の洗濯に要する費用は、組合の機具を使用して、自らが行う場合に限り組合の負担とする。

(貸与品の処分)

第6条 貸与期間が満了した貸与品及び第7条第1項ただし書の規定により返還の必要ないと認められた貸与品は、常総市財産管理規則（平成17年水海道市規則第131号）の規定による処分の手続を経て、被貸与者に交付することができる。

(貸与品の返還)

第7条 被貸与者は、退職又は貸与品の種類の異なる職に異動するときは、貸与品を返還しなければならない。ただし、法定伝染病による退職その他管理者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により返還された貸与品を新たに貸与するときの貸与期間は、前任者の残余期間とする。

(亡失等による弁償)

第8条 被貸与者は、貸与品を亡失又は損傷（使用にたえない程度。以下同じ。）したときは、貸与品亡失、損傷届（様式第1号）により管理者に届け出るとともに、当該貸与品に相当する物を弁償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、貸与品の亡失又は損傷が被貸与者の故意又は重大な過失によるものでないときは、弁償を免除する。

(再貸与)

第9条 前条第1項の規定により被貸与者が弁償した物は、当該被貸与者に貸与する。

2 前条第2項の規定により弁償を免除された被貸与者に対しては、新たに貸与品を貸与する。

3 第2条の規定は、前2項に規定する貸与の場合に準用する。

(事務の処理)

第10条 貸与品に関する事務は、事務局長が処理する。

(貸与の記録)

第11条 事務局長は貸与品台帳（様式第2号）を備え、貸与及び返還等の状況を記録しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、職員の被服等の貸与について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に貸与中のものは、この規則の規定に基づいて貸与されたものとみなす。

附 則（平成14年組合規則第9号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

別表

被貸与者	貸与品			備考
	種類	数量	期間	
事務に従事する職員	夏服(上)	2	2 ^年	
	冬服(上)	1	2	
施設管理に従事する職員	作業服夏(上)	2	2	
	作業服冬(上)	1	1	
	作業服冬(下)	2	1	
	作業帽	1	1	
	靴	2	1	

様式第1号

貸与品亡失，損傷届

貸与品の種類	
亡失，損傷の確認年月日	
貸与を受けた年月日	
亡失，損傷の事由	

上記のとおり貸与品を亡失，損傷いたしましたからお届けいたします。

年 月 日

係 名

職 氏 名

Ⓔ

上記の事実と相違ないことを確認します。

所属長氏名

Ⓔ

常総衛生組合管理者

殿

